

23工第380号

平成23年 5月18日

(社)福岡県高圧ガス保安協会長
(社)福岡県LPガス協会長
福岡エネルギーガス卸売協会長
福岡県エルピーガススタンド協会長

殿

福岡県商工部工業保安課長



高圧ガス関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について（通知）

貴協会におかれましては、日頃から県の保安行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて標記の件につきまして別添のとおり経済産業局原子力安全・保安院より通知がありましたので、連絡いたします。

なお、貴協会におかれましても別添通達文書「高圧ガス関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について（依頼）」（平成23年5月10日付 平成 23・05・02 原院第19号）に従い、会員の皆さまに対しそれぞれの施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認されますよう周知願います。

経済産業省

平成 23・05・02 原院第 19 号

平成 23 年 5 月 10 日

高圧ガス関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について (依頼)

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-2510b-11-2



平成 23 年 5 月 21 日に、温家宝中華人民共和国国務院総理及び李明博大韓民国大統領一行が、第 4 回日中韓サミットのために来日する予定であり、平成 23 年 4 月 26 日付け警察庁丙備発第 65 号をもって、警察庁警備局長から両首脳の間日をめぐるは、テロ・ゲリラ事件等の発生が懸念されることから、当省に対し、自主警備体制の強化を指導すること等について要請がありました。

原子力安全・保安院 (以下「当院」という。) としては、今回の要請を踏まえ、高圧ガス関連事業者の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、高圧ガス関連事業者に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項について、最新の知見を踏まえて再確認するとともに、現場で有効に機能しているかを確認すること。
 - (1) コンテナ施設等 (以下「施設」という。) における自主警備体制の強化
 - ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況
 - ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法
 - ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
 - ④ 不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
 - ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
 - ⑥ 保安管理に係る情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策
 - (2) 連絡体制の確立等
 - ① 非常時における警察等関係機関への連絡通報 (最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底、緊急走行時の 110 番通報への協力等)

② 盗難・紛失発生情報、不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業員への周知徹底等）

2. 上記1. の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。また、必要に応じて、訓練により対策の有効性の確認に努めること。

23工第380号

平成23年 5月18日

(社)福岡県LPガス協会長
福岡エネルギーガス卸売協会長
福岡県エルピーガススタンド協会長

殿

福岡県商工部工業保安課長



液化石油ガス販売事業者等に係る重要施設における保安管理の確認について（通知）

貴協会におかれましては、日頃から県の保安行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて標記の件につきまして別添のとおり経済産業局原子力安全・保安院より通知がありましたので、連絡いたします。

なお、貴協会におかれましても別添通達文書「液化ガス販売事業者等に係る重要施設における保安管理の確認について（依頼）」（平成23年5月10日付 平成 23-05-02 原院第7号）に従い、会員の皆さまに対しそれぞれの施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認されますよう周知願います。

経済産業省

平成 23・05・02 原院第 7 号

平成 23 年 5 月 10 日

液化石油ガス販売事業者等に係る重要施設における保安管理の確認について
(依頼)

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-11-3



平成 23 年 5 月 21 日に、温家宝中華人民共和国国務院総理及び李明博大韓民国大統領一行が、第 4 回日中韓サミットのため来日する予定であり、平成 23 年 4 月 26 日付け警察庁丙備発第 65 号をもって、警察庁警備局長から両首脳の来日をめぐっては、テロ・ゲリラ事件等の発生が懸念されることから、当省に対し、自主警備体制の強化を指導すること等について要請がありました。

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、今回の要請を踏まえ、液化石油ガス販売事業者等の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、液化石油ガス販売事業者等に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項について、最新の知見を踏まえて再確認するとともに、現場で有効に機能しているかを確認すること。
 - (1) 液化石油ガスの貯蔵施設（以下「施設」という。）における自主警備体制の強化
 - ①施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況
 - ②施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法
 - ③無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
 - ④不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検

⑤業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策

⑥保安管理に係る情報漏えい防止対策

(2) 連絡体制の確立

①非常時における警察等関係機関への連絡通報（最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底等）

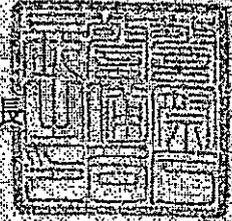
②盗難・紛失発生情報及び不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業者への周知徹底等）

2. 上記1. の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

警察庁丙備発第65号
平成23年4月26日

経済産業省通商政策局長 殿

警察庁警備局長



第4回日中韓サミット開催に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、来る5月21日、温家宝中華人民共和国国務院総理及び李明博大韓民国大統領一行が、第4回日中韓サミットのため来日する予定です。

今回の両首脳来日をめぐりましては、尖閣諸島問題や竹島問題を捉えた右翼等による抗議行動等が活発に展開されることが予想されるほか、両首脳一行や両国関連施設等を対象とした「テロ、ゲリラ」事件等の発生が懸念されます。

警察では、両首脳を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本件警備の重要性をご賢察の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

経済産業省に対する要望事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 関係情報及び不審者情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 来日期間中における宿舎、行き先地等関連地域での工事の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 交通総量抑制に関する協力
- 7 原子力関連施設の警戒警備の強化
- 8 放射性物質等の保管及び運搬に関する管理の強化
- 9 火薬、爆薬その他爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化の指導
- 10 小型航空機・無人ヘリコプター等の製造事業者に対する機体管理強化の指導
- 11 来日期間中における宿舎、行き先地等関連地域での電力確保及び計画停電の抑止